

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 1 月 28 日

郡上市長　日置 敏明

記

【実質化された人・農地プラン】

1. 協議の場を設けた区域の範囲

八幡・下津原地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 1 月 10 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

法人	0 経営体
個人	0 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区的課題

- ・今回実施したアンケート調査結果から、農業経営については、今後、家族経営による農地維持は難しい傾向にあり、地区内の個人農家への作業委託への依存は高いものの、地区内の農地が維持できるよう外部地区からの担い手を検討する必要がある。
- ・農地維持については、用水路の泥上げ、畦畔草刈りなど保全活動を求める農家が多く、今後は、周辺集落との広域的な連携により、持続可能な農村環境の保全に向けた体制づくりが必要である。

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・今回のアンケート調査結果において、地区内では大規模に営農している農家があるものの、中心経営体となる担い手が不在である。また、後継者については「農業後継者がある」と回答した農家は 1 名のみであり、将来、地域内の農家が耕作困難となった場合、地区関係者と近隣地区の担い手及び農業生産法人（アグリサービス郡上）と協議を行う。
- ・離農する場合には、地区関係者と農地中間管理機構を活用した中間管理権の設定も視野に農地の貸付先を協議する。農地中間管理機構を活用する場合、近隣地区の担い手や農業法人と連携を図りながら、まとまった農地を担い手に貸し付けるなどの検討を

行う。

- ・地区内の経営農地の維持だけでなく、周辺環境の保全について並行して協議する必要がある。国交付金の活用を通じて安定した活動ができるよう、地区住民が無理なく協力して取り組める組織づくりに努める。

## 6. 5の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

### ・農地の貸付け等の意向

新たに貸付け等の意向が確認された農地は、約 1 ha となっており、今後、耕作放棄地解消に向けて担い手への貸付が促進されるよう継続した協議を行う。

### ・農地中間管理機構の活用方針

貸付を希望する農地については、農地中間管理事業の活用について地主に理解が得られるよう説明する。理解を得られた農地から順次中間管理権の設定を行う。また、農地借入時にはまとめて権利設定ができるよう近隣地区農業関係役員や近隣担い手、農業法人と連携をとりながら機構集積事業の活用について検討を行う。

### ・基盤整備への取組方針

農業の生産基盤の向上を図るため、中山間地域総合整備事業を活用し早期の下津原用水路整備を進める。

### ・農業後継者の育成

地域内の農業後継者育成のため、非農家や若者など誰もが農業に参加できる体制の整備を図る。

### ・国交付金の活用

中山間地域等直接支払交付金の活用について、地区内で検討し、農地維持に向けた体制づくりについて協議する。